

明治前期の高離婚率と社会統制

— 離婚動向の法社会学的解読 —

小谷朋弘

1. はじめに

明治31年(1898)に明治民法が施行される前の時期すなわち「明治前期」は、明治16年(83)の3.39を最高に、明治30年(97)まで平均2.82と、わが国の離婚統計史上もつとも離婚の多い時期であり、当時の近代国家のなかでも特異な様相を呈していた。

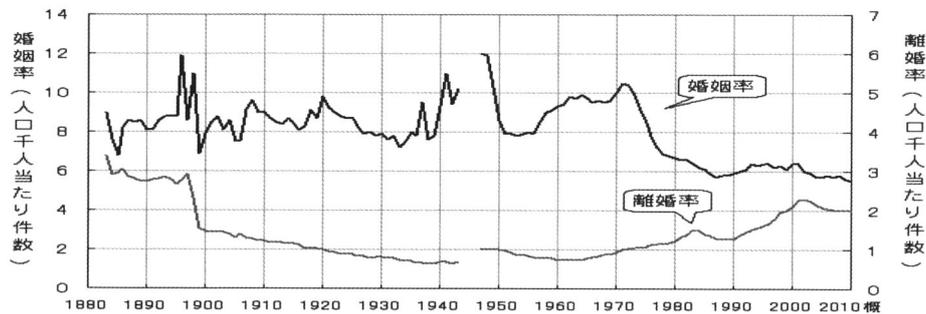


図1 明治16年(1883)以降の婚姻率・離婚率の推移

この小論は、明治前期の高離婚率について、法社会学の観点からとくに法、教育、社会風潮などの社会統制諸力との関連で読み解こうとするものである。

明治時代は、前近代社会から近代社会への大きな時代変革の時期であり、法や教育、そして社会風潮も新旧が入り交じった混沌とした状況にある。したがって、精緻な検証は後日に期して、ここでは試論的な解読にとどまることをお断りしておきたい⁽¹⁾。

2. 夫専権的離婚法と離婚に許容的な庶民慣習

2.1. 未法典時代

明治31年(98)に明治民法が施行されるが、それ以前の時期はいわゆる「未法典時代」と称されるように、体系だった立法をもたず、その都度必要に応じて制定される、きわめて断片的かつ不十分な法令が散在するにすぎなかった⁽²⁾。

主要な法令としては、明治6年の太政官第162号布告、同年の第247号布告(訴答文例)、そして明治8年の太政官通達がある。そのなかでとくに注目されるのが、第162号布告である。それは、従来の方の専権的離婚権に対して妻にも離婚訴権を認めたものとして画期的とされる⁽³⁾。

夫妻ノ際已ムヲ得サル事故アリテ其婦離縁ヲ請フト雖モ夫之ヲ肯ンセス之レカタメ數年ノ久ヲ経テ終ニ嫁期ヲ失ヒ人民自由ノ權理ヲ妨害スルモノ不少候自今右様ノ事件於有之ハ婦ノ父兄弟或ハ親戚ノ内附添直ニ裁判所へ訴出不苦候事

穂積重遠は、同布告の画期的な意義を評し、「離婚法における明治維新」とさえ呼んでいる。しかし、同布告は、離婚がかならずや裁判によらなければならないことを規定したものでなければ、また従来の方の専権的離婚権を禁止したものでない。それは、「已むを得ざる際」に限り「親戚附添の上」裁判所に訴え出ても構わないとされただけである⁽⁴⁾。したがって、同布告が妻からの離婚請求を認めた点では、離婚制度の革新的動きとして「維新」とも評価されようが、離婚における男女平等化を実現するものではなかった。

このように考えると、この時期の離婚を統制していたものは前時代の幕藩法とみられよう。幕藩法は、封建時代の法として、上下関係の重視、男子優先の原則、個人の自由や権利の抑圧を基本的特徴としている。したがって、幕藩法のもとにおける離婚法は一般に、「夫専権的離婚法」といわれるように、離婚権はもっぱら夫（舅・姑）に属し、妻からの離婚を認めるものではなかった。このことから、理論的にはこの時期、夫専権的離婚法による、いわゆる「追い出し離婚」が数多く生み出されたと推測される。

しかしながら、話はそう簡単ではない。理由は2つある。1つは、幕藩時代における夫専権的離婚法の規制対象の問題である。夫専権的離婚法は本来武士階層に限られ、人口の多くを占める農民階層にまで及んでいたかは疑問である。2つは、夫専権的離婚法の発動にかかわる問題である。つまり、武士階層においても、実際に夫専権的離婚法によって「追い出し離婚」が頻出したかどうかは疑問である。そこで、武士階層と農民階層に分けて、この疑問について考えてみよう。

2.2. 武士階層における離婚統制

幕藩期における「追い出し離婚」という離婚形態は、武士階層に一般的にみられるものである。すなわち離婚は、夫側からの一方的な強制で行われるもので、家長権あるいは舅や姑のもつ親権の発動に基づくものである。そこでは、妻の離婚権はほとんど認められていない。妻は、夫の意志で、あるいは夫の親の意志で、「不縁に付き」とか「心に叶はず候に付き」とか、理由も曖昧なままで婚家を出されることになる。

こうした「追い出し離婚」は、武士階層の家父長的な家制度と密接に関係している。つまり、武士階層においては、一家の長である男子の下に、家名、家産、祭祀等の世代を超えた継承がはかられた。これが家制度である。夫専権的離婚法は、この家制度的秩序の維持・存続のために、嫁を統制する規範として機能し、家にとって不都合な嫁を一方的に「棄妻」するものにほかならなかった。

では、まず2つ目の問題から考えてみよう。武士階層においては、夫専権的離婚法にもとづく「追い出し離婚」が頻出していたのであろうか。

この問題を考える上で参考になるのが、坪内良博・玲子の『離婚—比較社会学的研究—』である。そこでは、家と離婚との関係が丹念に検証されている。そのポイントは、武士階層では、妻あるいは嫁の家への統合化がきわめて強いことにある。その原因としては、主に3つの点が指摘される。第1に、武士における女子教育、第2に、武士の妻の自活力の

問題、そして第3に、武士の通婚関係である⁽⁵⁾。

武士における女子教育は、江戸時代におけるもっとも重要な女子教育書の1つである、貝原益軒の『女大学』にその典型をみるように、一生にわたる夫への貞節あるいは絶対服従を妻の心得として教え込むものであった。すなわち、「婦人は別に主君なし、夫を主人と思い敬い慎みつかふべし、軽しめ、侮るべからず、総じて婦人の道は人に従ふにあり」⁽⁶⁾と。こうして、「妻はひたすらに夫および舅姑に従いながら、夫の家に完全に同化することを目指し、離婚をひきおこすべき立場から逃げようとする」⁽⁷⁾ことになる。

第2に、武士の妻の自活力の問題である。言い換えれば、妻の経済的依存性にかんするものである。江戸時代も安定期になると、武士はもっぱら俸禄に頼って生活するようになり、妻は自ら収入を得る手段をもたず、完全に夫に依存せざるを得ない。また、離婚した場合、上級武士でない限り、実家に経済的負担をかけることになる。このような経済的依存性が、「離婚を惹起することを避けようとする妻の態度を形づくる要因」⁽⁸⁾となる。

第3に、通婚関係である。武士階層での通婚には一般に、いわゆるハイボガミー（下降婚あるいは降嫁婚）の傾向がある。つまり、婚家と実家の関係で見ると、実家の家格の方が婚家よりも高い。具体的にいえば、嫁は自家と同等かより高い家格の家から迎える傾向がみられる。こうした力関係の下では、「妻の実家に対する夫方の遠慮をまねき、追い出しがさほど自由に行われなかったのではないか」⁽⁹⁾とされる。

以上のように、武士階層の妻は、女子教育や労働能力の無さから家にしっかりと取り込まれるとともに、他方で特殊な通婚関係による優越的立場から、法的には夫専権的離婚法が存在するにもかかわらず、現実には法が発動される余地は少なく、その結果、「追い出し離婚」は頻出しないとみられる。

しかし、ここで注目されるのは、次のような坪内夫妻の見解である。夫妻は、「下級武士においては、婚姻を媒介とする家と家との結合の政治的社会的意味は、上級武士の場合ほど重要ではない」、「嫁姑間の接触のひんぱんさのゆえに摩擦がより多く生じ易い」⁽¹⁰⁾と述べ、上級武士に比べ下級武士では「追い出し離婚」が生じやすくなるとする。たしかに、同じ武士階層でも階層の差によって何らかの違いがあることは否定し難い。だが、はたして、こうした坪内夫妻の見解は妥当なものだろうか。以下に検証してみよう。

まず、第1に挙げられた女子教育である。当時の女子教育の標準的教科書といえる『女大学』の教えは、どのような広がりをもっていたのであろうか。一般的にそれは、武士階層のみならず庶民階層にまで流布していたといわれる。とすれば、上級下級問わず、支配階層である武士階層全体に女子の在り方が浸透していたとみるのが自然である。そうすると、下級武士においても上級武士同様に教育要因は嫁を家に取り込み、その結果、下級武士の妻も「追い出し離婚」の危機を回避することになるのではないか。

では、経済力の点はどうか。たしかに、指摘のように、上級武士は経済的に富裕であり下級武士は恵まれない。この条件が離婚に対する意識の違いをもたらそう。すなわち、上級武士では妻は富裕な実家を背景として離婚に危機意識をもたないが、下級武士では妻は

暮らしにゆとりのない実家へ逃げ込むわけにもいかず、離婚防衛意識が働く。そうすると、むしろ上級武士の妻の方が下級武士の妻よりも離婚に走りやすくなる。

最後に、ハイポガミーである。下降婚は一般に、上級武士における通婚慣習であるが、指摘のように、妻の実家の政治的社会的な力に遠慮して「追い出す」ことは差し控えられる。それに対して下級武士の妻にはこうした離婚の防波堤は存在しない。したがって、通婚要因はたしかに、下級武士の妻に対して「追い出し離婚」の引き金となりやすい。

武士階層を上級と下級に分けて、教育、経済、通婚関係の3要因から「追い出し離婚」の可能性を検証してみると、坪内夫妻が指摘するような明確な差はみられない。すなわち、教育面では、上級下級問わず「妻としての処し方」は内面化される。経済面では、上級武士の妻は実家の経済力を当てにして離婚に走りやすくなる一方で、下級武士の妻は離婚防衛意識が働いて「追い出し離婚」を回避する。そして、通婚関係の面では、政治的社会的な力に乏しい下級武士の妻の方が「追い出し離婚」の危機に直面しやすい。結局のところ、3つの要因をトータルで見ればそれほどハッキリした違いはない。

しかし、夫妻が下級武士について指摘する「嫁姑の接触による摩擦要因」—生活環境要因とみなせるが—に着目すれば、下級武士における「追い出し離婚」の可能性は大きい。なぜなら、下級武士の手狭な住居で営まれる日常生活のなかで、日々生起する嫁姑の対立葛藤は、不満の噴出となって表れる可能性が大きいからである。このように考えれば、一応、下級武士の方が離婚に傾斜しやすいと捉えることができる。

では、こうした下級武士の「追い出し離婚」が高い離婚率をもたらしたといえるのであろうか。そこで、武士階層の人口構成に着目してみると、武士階層では下級武士が圧倒的に多く、全体のほぼ9割を占める。したがって、上級武士では「追い出し離婚」があまり現れないとしても、武士階層全体では、夫専権的離婚法の発動の下に「追い出し離婚」がかなりの程度まで出現したと考えられる。そして、明治前期の時代状況は、いまだこうした江戸時代末期の状況を引きずるものである。とすれば、元武士階層（士族）を中心とした「追い出し離婚」の産出が、高い離婚率を現象させたと推測されよう。

だが、元武士階層（士族）自体が全人口に占める割合は小さい。明治5年の壬申戸籍によれば、全人口33,110,825人で、そのうち士族（華族を含む）は1,284,833人とわずか3.9%にすぎない。したがって、武士階層に「追い出し離婚」が多く現れたとしても、それだけでは明治前期の高い離婚率は説明できない。そこで、人口の多数を占める農民階層に目を移す必要が出てくる。

2.3. 農民階層における離婚統制

まず、次のような問いかけから始めよう。武士階層に一般的な夫専権的離婚法は、当時の人口の多数を占める農民階層をも規制していたのであろうか。答えは、否である。

この問題を考える上で参考になるのが、『全国民事慣例類集』である。これは、明治9年(76)から明治12年(79)にかけて、民法制定の参考とするために司法省が行った全国

規模の民間慣習調査をまとめたものである。それをみると、農民層においては、婚姻や離婚が地域の多様な「慣習」の下に営まれていることが分かる。島津良子「幕末期の婚姻と離婚－『全国民事慣例類集』の陳述より－」をもとに⁽¹¹⁾、その実態を3つのカテゴリーに分けてみてみよう。

[婚姻契約成立儀式]

- ・ 契約定まりし後媒介人婦家に往き其父母及び婦と盃酒献酬しこの杯を持帰り聳の家に納むるを契約の証となす慣例なり(大和国添上郡)
- ・ 内約定りし後媒介人酒肴を携へ婦家へ至り祝宴を為す。之を盃と唱ふ。盃を為せし後は変約せざる例なり(安房国安房郡・平郡)
- ・ 契約定れば、占樽と唱へ酒樽を婦家へ贈りて変約せざるを表す(近江国滋賀郡)
- ・ 婦家へ結納の品を贈るときは親族集会祝宴を開き契約の成るを祝する事にて、此手続を為せし後は決して変約すへからざる例なり(美濃国安八郡)

[戸口登録規制]

- ・ 婚姻に付いて別段届をなす事なし、送入籍は其町年寄へ申出、毎年八月宗門改のとき之を改る事とす(阿波国名東郡)
- ・ 婚姻送籍は定期なし。甚しきは三年に及ぶものあり。而して何れも宗門改の節所役人並に寺院へ届る事なり(和泉国大鳥郡)
- ・ 送籍は年限の定めなく一子を生むの後双方送籍をなす慣習なり(肥後国天草郡)

[離縁状のない離縁]

- ・ 離別に証書なく唯媒介人の口証するまで(肥後国球摩郡)
- ・ 離縁は口上を以て媒介人へ托するのみ別に離縁状なし(越後国蒲原郡)
- ・ 他日故障の恐れなき者は離縁状を受る事なし(但馬国城崎郡)
- ・ 離縁状を與える事なし。離縁を先方へ申入れし者自ら證人になる事なり(土佐国幡多郡)

「婚姻契約成立儀式」にみられるように、当時において婚姻の成立はいわば「さかずき交換」という“事実”によって有効に成立している。したがって「戸口登録規制」にみられるように、役所への届出もとくに必要とされない。また離婚についても、「離縁状のない離婚」にみられるように、離縁状自体必要とされない。離婚という“事実”そのものが、離婚を有効に成立させる。

このように、民間慣行の法的性格は、一般に「事実主義の婚姻とか離婚」と呼ばれるように、“事実主義”にもとづくものである。すなわち、実際に夫婦たる事実があれば、法律上これを婚姻したものとみなし、また離婚の意思をもって事実上夫婦関係を絶った時は、これを離婚したものとみなし、届出をまたず有効に成立したことになる。こうした「慣習」は、およそ制度化された幕藩法としての「夫専権的離婚法」とは性格を異にする、自由奔放な法といえる。

では、農民階層には「追い出し離婚」はみられないのであろうか。実は農民階層においても、「追い出し離婚」が散見される。その例をみてみよう⁽¹²⁾。

[事例]

結婚後3年たち3人の子をもって平穏に暮らしていた妻が、理由なく実家に帰され、以後7年間も引き取る様子がない。妻の父が怒って婚家に向けあうと、夫とその父とおじがそろって拒否し、間に入った村役人に言い含められて<離婚の約定書>に調印した。ところが、5日もたたぬうちに夫が翻意し、たびたびの内輪もめのためにやむなく署名したが「モトヨリ離婚ノ心底之ナク」心の中では離縁していないとし、約定書を取り消す<規定書>を妻方に渡した。しかし、夫はまもなく病死してしまったため、裁判で離婚の成否が争われた。

ここには、親の圧力によって理不尽にも追い出された妻の姿がみいだせる。こうした「追い出し離婚」の理不尽さに対して、次のような指摘がなされており、当時こうした「追い出し離婚」がある程度まで現れていたことをうかがわせる⁽¹³⁾。

父母舅姑及ヒ夫ノ權威ニ際限ナク、自己ノ尽スヘキ慈愛教誨ノ義務ヲ全廢シテ、針小ノ過失ヲ以テ棒大ノ罪過トナシ、曰ク不孝、曰ク不敬、其大甚シキニ至テハ家風ニ違フ等ノ口実ヲ設ケ、養子妻女ヲ離別スル犬豚ヲ驅逐スルノ看ヲナスカ如キ是ナリ。

以上のように、農民階層においても「追い出し離婚」がみられることはたしかである。しかし、その数そのものはけっして多くない。それは農民階層においてはむしろ対等平等な夫婦関係を示すものが多くみられるからである。すなわち、農民階層には、およそ武士階層の家制度や夫専権的離婚法とは異なる世界が垣間みられる。

先に触れた坪内夫妻の『離婚—比較社会学的研究—』によれば、農民階層においては種々の理由から、夫婦間の対等な関係がみいだされる⁽¹⁴⁾。1つには、家父長的家族の成立の不十分さである。わが国の一部では、姉家督とか末子相続等のように、家の相続が長男以外による方法で行われる場合が存在した。武士階層における長男による家督相続と比べて、農民における家制度の弱さが顕著であり、嫁の家制度への取り込みの弱さがみられる。こうして嫁は、家制度の拘束から離れて自由に行動する存在となる。

2つには、妻の自活能力である。武士階層の妻と違って農民の妻は、一個の労働力として高い地位をもつことになる。かりに離婚となっても、実家の負担要因とはならず、むしろ労働力を取り戻すという意味で歓迎されさえする。そしてこうした条件が、離婚を産出する方向で作用する。

3つは、「処女性」（血の純潔）の評価である。武士の婚姻においては、妻の貞節と関連して、結婚に際しての処女性が高く評価された。このため、離婚して実家へもどった女性は、「きず物」扱いをうけた。農民では、武士ほど評価は厳しくなく、むしろ労働力として

の価値の方が高かった。

最後に、家族内における緊張の問題である。下級武士で言及されたように、農民階層においても、狭い家屋構造や共同労働など交渉の頻繁さから緊張が生じやすくなる。とりわけ、嫁姑の間では接触の多さに加え心理的対立が生じやすい。

このように、農民の妻は武士の妻と違い、家への取り込みも緩やかであるとともに緊張状態に置かれやすく、しかも一個の労働力として強い立場にあることから、緩やかな「慣習」に従って、離婚に踏み切りやすい状況にあった。

以上、法の観点からみると、明治前期は依然として前時代の封建的な離婚法の影響下にあるものといえる。しかしそれはごく少数の元武士階層に限られ、多くの農民階層は、地域ごとの緩やかな「慣習」に規制されながら、農民階層に特有の条件の下に、離婚への傾斜を深めている。しかも夫専権的離婚法は、無際限に「追い出し離婚」を産出するかといえどそうではなく、家制度への妻の取り込みが強固であればあるほど発動の余地は少ない。とりわけ、家制度の強固な上級武士の離婚はきわめて少ない。ただ、下級武士に限れば、種々の条件の下に「追い出し離婚」はある程度まで産出されたとみられるが、そもそも武士階層の人口はきわめて小規模だから、高い離婚率への寄与は小さい。こうして結論的には、大量の人口を背景に、地域の「慣習」にもとづいて頻発する農民階層の離婚が、明治前期の高い離婚率をもたらしたと解される。

3. 近代的教育制度と平等的な庶民教育

3.1. 「学制」の制定

法制度にくらべて、教育制度の改革は早くに着手された。すなわち、明治政府が成立し、廃藩置県、戸籍制度、徴兵令、地租改正など近代化へ向けて重要な政策が実行に移されるなか、中央集権国家の国民養成の要として教育改革が始められた。早くも明治5年(72)8月には、近代的学校教育制度の導入を目的に「学制」が制定された。「学制」は、わが国ではじめて国家的に統一された近代学校教育制度を発足させた「教育法規」である。

学制の公布にあたってその精神を明らかにしたものが、太政官布告214号布告「学事奨励に関する被仰出書」⁽¹⁵⁾である。

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆえんのもの他なし身脩め智を開き才芸を長するによるなり(中略)今般文部省に於いて学制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民(華士族農工商及婦女子)必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり(後略)

「被仰出書」の主調は、1つに、立身昌業に学問が不可欠なることを強調し「実学」を旨とすることを示し、2つに、封建的差別教育を排して、四民平等・機会均等・個人の完

成を目指すものである（国民皆学方針）。とくに「婦女子」の語がつけ加えられたのは、就学は男子とする理解が生じかねないとの配慮からである。ただし、「学制施行に関する当面の計画」によれば、女子教育については賢母を養成することが目標とされており、その後の良妻賢母主義教育に繋がるものとなっている⁽¹⁶⁾。

また「被仰出書」では、平等教育とともに義務教育制度の確立が示されている。しかし、学問をするのは国家のためにするのではないから、学費は官に依存すべからずという立場をとっており、国民の権利としての無償の義務教育はいまだ考えられていない。無償の義務教育が始められたのは、明治 33 年（1900）になってからである。

学制は画期的な教育方針を示したものであった。しかし、学制が制定されると、民衆は各地でこれに抵抗する動きをみせた。学校建設・維持費用のほとんどが民衆の肩に負わされたからである。民衆は教育を受ける義務と一緒に、過重な経済的負担を押し付けられたのである。各地で学校建設に反対する一揆がおこり、とくに三重・岡山などでは多くの学校が打ち壊し・焼き打ちをうけるという事態にまで発展した。結局、学制は規模が広大で、理想に走りすぎ、国家財政や国民生活の実情にそぐわなかったのである⁽¹⁷⁾。

政府が推し進める教育政策に対する民衆の不満は小学校就学率の低さにも現れており、学制制定翌年の就学率は男子 40%、女子 14%にすぎなかった。

3.2. 「自由教育令」から「改正教育令」へ

こうした状況をうけて、明治 12 年（79）に学制は廃止され、同年アメリカをモデルにした大学・中学・小学校等の学校制度を目指す「教育令」（「自由教育令」とも呼ばれる）が公布されるにいたった。自由教育令は、学制の画一主義や強制督促主義を廃して、地域民衆の学校に対する自発性を喚起しようとするものであった。

しかしすでに明治 10 年（77）以来国際関係の緊張が激化し、自由民権運動が高揚し、緊縮財政による経済不況が押し寄せるなど動揺期を迎えるなかで、次第に、復古思想が台頭し、教育政策の転換が企てられるようになった。すなわち、明治 12 年 9 月に「教学大旨」が公にされたが、それは、これまでの泰西文明を採り入れ、知識・技術に偏重した教育を改め、わが国古来の教育の根本に戻して、仁義忠孝を明らかにする教育をなすべき旨を述べている⁽¹⁸⁾。

教学ノ要、仁義忠孝ヲ明ラカニシテ、知識才藝ヲ究メ、以テ人道ヲ盡スハ、我祖訓國典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ、然ルニ輓近専ラ知識才藝ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷ク者少ナカラス……、仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐ルハ所、終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス、是我邦教学ノ本意ニ非サル也、故ニ自今以往、祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠實品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ學ハ其才器ニ随テ益々長進シ、道德才藝、本末全備シテ……。

この「教学大旨」は、地方を巡幸して民情、学校を視察し、教育の実際をみた天皇の教育意見をもとに、侍講の元田永孚がまとめたものである。そこでは、仁義忠孝の儒教道徳が国民教育の基本方針であることを明示するとともに、仁義忠孝は「我祖訓國典ノ大旨」であることも強調されており、皇国思想に染められている⁽¹⁹⁾。

こうして翌年の明治13年(80)12月には、「教学大旨」の趣旨に沿って教育制度の改革が行われ、「改正教育令」が公布された。ここに開明的な自由主義的教育から仁義忠孝を基本とする儒教主義の保守的な教育に転ずることになった。こうした儒教主義の立場から、新教育令では、小学校以外の男女共学を禁止するにいたった⁽²⁰⁾。いわゆる男女別学主義の始まりである。

3.3. 「修身」と「教育勅語」

ところで、こうした教育方向の転換と関連して見落とせないものが、「修身」である。「修身」は、自分の行いを正し、身をおさめること。言い換えれば、道徳である。この道徳を教える目的で特設された教科目を修身科という。修身科は明治初年に「修身口授」(ぎょうぎのさとし)として小学校の教科目の1つとなった。当初は、文明開化主義によって、欧米の倫理教訓書を翻訳した修身書が用いられた。しかし、明治10年代にはいって儒教主義復活が唱えられるようになり、仁義忠孝の東洋道徳となった。また、このころから小学校の教科編成が改められ、「修身」という科目が設けられ、諸教科の首位におかれて国民思想形成の重要な任務を負わせられた。そして、明治15年(82)には小学修身書に儒教主義が採用されることが示され、明治16年(83)にはその出版が行われた。「小学修身書 首巻」の冒頭には孝経の格言が置かれ、孝がもっとも重要な徳目であることが強調された⁽²¹⁾。

修身科の授業内容が一定の方向に進められるようになったのは、「修身」の授業は教育に関する勅語にもとづくという方針が示されてからである。明治23年(90)に公布された「教育勅語」は、わが国の道徳は天皇の祖先が昔から定めてきたもので、国民がこれをもりたててきた忠孝の道徳であるとし、国民の守るべき徳目を列挙したのである。

明治20年代になって、明治政府は武士階級の儒教倫理に基づく「家」を再編し、それを基盤にして、天皇を頂点とする絶対主義体制の形成、確立に力を注ぎはじめる。その「家」の再編政策の第一着手が、忠孝に貫かれた家族道徳を強化する教育制度であった。

ところで、明治前期の教育は、近代教育制度の立ち上げの時期に当たり、初等教育の拡充に力点が置かれていて、中等教育、高等教育の普及はそれほど進んでいない。中等教育は、男子のための中学校、女子のための高等女学校、これと同程度の各種学校、農業、商業および工業学校から成り立っているが、中心的な位置を占める中学校は、明治19年(86)に1府県1中学校という原則が採用され、全国で47校が設立をみた。しかし、高等女学校はその設置規定がやっと明治28年(95)に作られたにすぎない。初等教育の考え方にみられた、男女別学主義がこうした中等教育にも貫かれており、また高等学校や大学等の高等教育機関の仕組みにも反映している。すなわちこれらの高等教育機関は女子には開かれたも

のではなかった⁽²²⁾。

以上のように、明治前期の初等教育は、その端緒においては開明的な性格を帯びたものの、明治13年(80)の改正教育令を契機に男尊女卑を特徴とする儒教道徳が強化されるにいたった。女子を身分序列の最下位に置く伝統的な儒教主義教育の進展は、女子への教育統制を強め、離婚への動機づけを弱める結果となる。

しかし、教育がその効果を発揮するには相当の時間経過が必要である。したがって、この時期すぐに保守的教育がその効果を発揮することはない。それは、次の時期(明治31年以降)の離婚減少に影響を及ぼすものと解されよう。

このように考えるとやはり、明治前期の教育統制としては、法と同様に、前時代の教育に目を向ける必要が出てくる。その際注目されるのは、寺子屋教育である。幕末期には武士階級では藩校が教育機関として展開されてくるが、庶民の場合には、寺子屋が教育の場として大きな役割を果たすようになってくる。

寺子屋では男子生徒よりも女子生徒の比率が高く、女性の経営者や師匠も多く現れている。また、寺子屋では、単に読み書きにとどまらず、琴や三味線などの習い事の手ほどきをも行っていた。そして、こうした庶民教育の動向に対して、当時、儒教道徳による女子教育の立て直し(女孝経・女大学などを手本とした読み書き、行儀のしつけなど)を主張するものも現れている⁽²³⁾。

こうした状況から推測すると、庶民女性が『女大学』の教えを内面化し、従順な女性として振る舞うようになっていたとは考えにくい。むしろ、教育的には男女平等的あるいは自由奔放な考え方をもたらしたのではないか。『女大学』の教えは、近代教育制度の完成にともなって、「良妻賢母」教育として実現されていったといえよう。その意味で、明治前期の高離婚率は、自由奔放な庶民教育によるところが大きいと解される。

4. 離婚に許容的な社会風潮

4.1. 同権的社会風潮の台頭と退潮

では、もう1つの社会統制装置である社会風潮はどのような状況にあったのか。

維新以降明治10年(77)頃までは、新しい政治体制の基礎づくりが急ピッチで進められ、それにともない欧米の政治・社会・家族思想が摂取されていった。こうして、福沢諭吉、森有礼、加藤弘之等によって男女同権論が活発に論じられた。また、政府も男女が同等に学ぶことを勧め、津田梅子等の米国派遣をはじめ、女子教育に力を注いだ。

そうしたなかで、男女平等や女性の権利を主張する女性も現れてきた。明治17年(84)には、若くして自由民権運動に参加していた岸田俊が、わが国最初の女性による女権論とされる「同胞姉妹に告ぐ」を著している⁽²⁴⁾。

吾が親しき愛しき姉よ妹よ何とて斯くは心なきぞ。などかく精神の麻痺れたるぞ。妾のかく無礼にも(中略)同胞の姉妹に親しく告げもうさんと欲するものは、深く所以あることに

して、国を思い世を憂うるの赤心に外ならず。吾が親しく愛しき姉妹の自由幸福を進めんと望める精神に出ぬるものにぞはべるなり。いで徐ろに其の理を説明しはべりなん。

我邦は古昔より種々の悪しき教育習慣風俗のありて、文明自由の国人に大して甚く慚じ入る事のはべるなり。其の悪しき風俗の最も大なるものは男を尊び女を賤む風俗これなり。蓋し此の風は東洋亜細亜の悪弊にて、甚だ謂なく道理なきものにぞはべる。試みに思い玉え。人間世界は男女をもって成りたるものにて、男子のみにて世の中を作るべからず。社会一日女子無くば人倫は滅び国は絶ゆるに至るべし。且つ其の靈魂より四肢五官に至る迄男女均しく自然の固有を得て完備らざる所なく、(中略) 所謂同等同権のもの云うべし。然るを斯く我邦の風俗の如く男を旦那亭主御主人と尊びつ、女は下女婢妾御召仕と賤しめられて絶えて、同等の待遇を受けざるは、甚だ遺憾の極みならざるや。或は曰う男は強し女は弱し故に同等なること能わずと。抑も強し弱しとは何の力を指して申すものぞや。若し腕の力の強弱に依りて尊卑貴賤の別の分かるというならば、男子の間にも強弱の差異種々あること角力の番付にて知るべく。一般の人間は兎ても角力取りに勝つこと能わず。(中略) 世の中に何とてかかる道理のはべるべきや。

岸田の主張はきわめて明快で、同権論は多くの人々の注目を集めた。しかし、当時の社会では、男女同権を実行するにはあまりにも旧習の壁は大きかった。しかも、明治10年代後半には、自由民権運動も弾圧を受けて衰退の途をたどり始める。

こうして、男女同権論は主要な風潮とはならず、明治20年代半ばにはそれまでの男女同権論に終止符を打つような論調さえ現れた。すなわち、明治24年(91)5月5日の『東京朝日新聞』は「男と女」と題し、以下のような社説を掲げた⁽²⁵⁾。

草木の根は水分を吸収し、茎は体を支持し、葉は消化の用をなす、是草木体の分業なり。眼は物を視、耳は音を聴き、手は物を握り、其他口に、足に、胃に、腸に、幾多の機関各機能を有し、互いに相侵すことなし、是動物体の分業なり、鉋は大工最も巧みに之を用ふ、鋤は農夫最も巧みに之を用ふ、是れ蓋し人間社会分業の結果なり。苟も其分を守りて他に及ぼさざれば、其能の発揚に於いて最も便ありとす。男女の両性も亦此大法に漏れざるなり。男子の本分、女子之を侵すべきにあらず。女子にして苟も男子の所為に喙を容れ、事の是非を喋々するあらば、社会の風紀之よりして壊敗せん。女子我れ之を奴隷と呼ばざるも、空气中の窒素たるべしと告ぐ。今の世我れ女子の本分を忘れたるなきかを憂ふ。泰西に行はるゝ男女同権の理、之を誤解する勿れ。泰西の人如何に之を解釈するも、日本人自ら定見のあるあり、解釈必ずしも彼に学ばんや。

社説は、男女の機能的差異を強調し、男女の分業が社会秩序を維持している理由を説くものであった。当時の有力なマスメディアである新聞の社説による同権論の否定は、新時代の幕開けを背景に台頭してきた男女同権的風潮にいわば死刑宣告を告げるものであった。

4.2. 自由奔放な社会風潮

では、新しい時代の幕開けを彩った革新的風潮の背後で脈打っていた風潮は何であろうか。古いしきたりや壁にみられるような家制度的封建的な風潮であろうか、それとも先にみた「事実としての結婚と離婚」の慣行に結びついた、男女関係に関する自由で緩やかな社会風潮であろうか。

明治12年(79)の「東京府統計」によると、1年間に結婚した男子6,339人、女子8,669人に対し、1年間に離別した男子3,406人、女子4,203人と、結婚と離婚の比は2対1となっており、当時いかに離婚が多いかが分かる。離婚原因としては、①志慮不定、②貧困、③制圧、④離別容易の情状が挙げられている⁽²⁶⁾。

「制圧」は家制度の下での「追い出し離婚」を、「貧困」は文字通り貧しさを意味するものとされる。そして「志慮不定」「離別容易の情状」については併せて「資力も技術も能力もないのに軽はずみに簡単に結婚して、恥辱も悲嘆も感ぜずに簡単に別れる」とある⁽²⁷⁾。ここには、当時結婚も離婚もきわめて安易に行われていることが示されており、自由奔放な社会風潮の存在がうかがわれる。

以上は都市部についてのものであるが、一方、農村部ではどうであったか。当時は国民の多くが農村住民であったから、都市部のみならず農村部の実情をみておく必要がある。

先に触れたように、『全国民事慣例類集』によれば、当時の農村部においては、結婚及び離婚が各地の慣習にまかされていて、比較的自由に離婚・再婚が行われていたようである。事例をみてみよう⁽²⁸⁾。

[事例1]

淡路国津名郡潮浦辺にては、結婚をなすに下婢を置たるとの心得にて双方約束をなし、女子を娶りて仮の夫婦となり、男子の気に入れば妻となし、入送籍の取扱をなし諸道具を送り納る。若し男子の気に入らざれば直ちに出し、己の気に入る者ある迄は数人を替るに至る。女子もまた、男子が己の気に入らざれば、直ちに去りて他家へ婚するの類沢山あり。尤も如此きは淡路国一汎の風習なり。

[事例2]

瀬戸内海沿岸部に住む明治25年生まれの一女性は、明治末から大正にかけて離婚5回、結婚6回している。「合わせもんは離れもん、きらいになれば別れるのは当たり前」との理由からで、1カ月以内の再婚も含まれている。また、長崎県対馬列島の北端の村落でも、2、3回の離婚・再婚はむしろあたりまえとされていた。また、「7度以上ノ離縁ハ許ササル藩例アリ」とする土佐国高知郡の民事慣例は江戸時代から続いている。

足入婚や婿養子婚などのように、一旦見習いの嫁や婿養子を迎え入れておいて、気に入らなければ簡単に追い出して、別の相手を迎え入れる。追い出される側からいえば、うまく行かなければまた別の相手を探す、ということになる。また処女性に対する価値も希

薄である。そこには厳格な婚姻と離婚にかんするルールはみられない。また、「合わせものは離れもの」といわれるように、「もの」に擬せられるような簡単な結合と離婚が一般的であった。重ねていえば、「もの」であるからこそ、簡単に結婚しまた離婚するのである。

以上のように、当時は都市部だけでなく、多くを占める農村部においても“大らか”ともいえる社会風潮が横溢し、それが離婚の頻出をもたらしたと推測される。

5. 総括

明治前期の社会では、多数を占める農民層において、結婚と離婚にかんする自由奔放な考え方が広まっており、それが農民特有の緩やかな「慣習」と相俟って高い離婚率を現出させた。教育は、当初は革新的な装いを示したものの、その後儒教道徳の確立へと向い、実際に教育統制として機能したのは、前時代の寺子屋における庶民教育である。それは、維新以来の近代的な教育制度と異なり、男女平等的あるいは自由奔放な考え方を植え付けるものであって、それが離婚に対して寛容な態度を形作ったといえる。

要するに、明治前期においては、近代国家体制が整備される以前の幕藩期に機能していた3種の社会統制諸力が合わさって、高い離婚率を出現させたと解される。

あらためて明治期の社会変化をしてみると、庶民階層の“大らかな”社会風潮が、政府の規制を受けて大きく変質してきたことが分かる。明治初年から10年代にかけて政府は、立ち小便の禁止、男女混浴の禁止といった条例を立て続けに出している。またさらに政府は、「ヨバイ慣行は風俗紊乱」であるとして禁止する方針を出した。いわゆる「ヨバイ慣行」は、人類学では「制度化された婚前自由交渉」という名称が付けられているように、日本のみならずオセアニア圏に一般的にみられる慣行であるが、政府は、ヨーロッパ人の目からみて蛮行と思われる風習とみなしたわけである⁽²⁹⁾。近代化への道を歩むなかで、前近代的な庶民「慣行」が急速に衰退していくことになるのである。

図2は⁽³⁰⁾、こうした社会変化を鮮明に示すものである。人口の多くを占める天保人間の慣習が明治元年を境に次第に減少し、明治30年を境に、封建的武士階級や大地主、豪商などの慣習に取って代わられてしまう。大らかな時代から武士階級の慣習を柱にした厳格な近代国家体制へ移行するなかで、離婚は減少傾向をたどることになる。

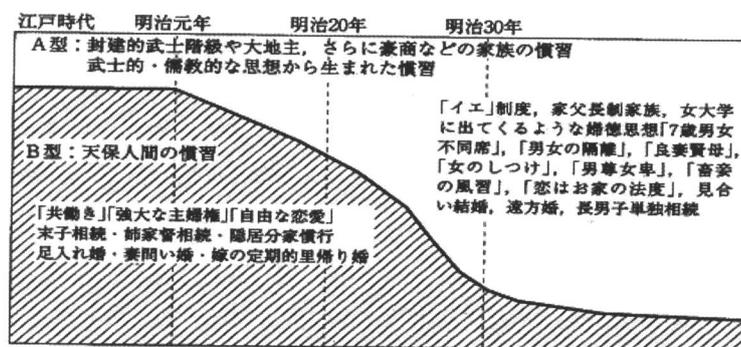


図2 天保人間と武士階級の慣習の推移

注

- 1) 本論の分析枠組みについては、拙著「終戦直後の離婚紛争の増加と社会統制－離婚動向の法社会学的解読－」『広島法学』第31巻第2号、2007年、67～68頁を参照のこと。
- 2) 堀内節・加藤美穂子「近代離婚法の変遷」青山道夫他編『講座家族 4 婚姻の解消』弘文堂、1974年、237頁。
- 3) 外崎光廣「近代日本における離婚法の変遷と女性の地位」総合女性史研究会編『日本女性史論集』第4巻、吉川弘文堂、1998年、345頁。
- 4) 同上書、345頁。
- 5) 坪内良博・坪内玲子『離婚－比較社会学的研究－』創文社、1970年、162頁。
- 6) 同上書、162頁。
- 7) 同上書、162頁。
- 8) 同上書、162～163頁。
- 9) 同上書、163頁。
- 10) 同上書、169頁。
- 11) 島津良子「幕末期の婚姻と離婚－『全国民事慣例類習』の陳述より－」福田光子編『女と男の時空－日本女性史再考－』藤原書店、1995年、344～382頁。
- 12) 湯沢雍彦他『世界の離婚－その風土と動向－』有斐閣、1979年、174頁。
- 13) 同上書、174頁。
- 14) 坪内良博・坪内玲子、前掲書、169～181頁。
- 15) 藤田正・吉井蒼生夫編『日本近現代法史（資料・年表）』信山社、2007年、21～22頁。
- 16) 総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』吉川弘文館、2000年、134～135頁。
- 17) 石島庸男・梅村佳代編『日本民衆教育史』梓出版、1996年、218～219頁。
- 18) 19) 有地亨『近代日本の家族観 明治篇』弘文堂、1977年、44頁。
- 20) 山住正巳『日本教育小史－近・現代－』岩波書店、37～38頁。
- 21) 有地亨、前掲書、47頁。
- 22) 有地亨、前掲書、132～133頁。
- 23) 脇田晴子・林玲子・永原和子編『日本女性史』吉川弘文館、1987年、150～155頁。
- 24) 総合女性史研究会編、前掲書、138頁。
- 25) 有地亨、前掲書、54～55頁。
- 26) 27) 湯沢雍彦、前掲書、173～174頁。
- 28) 湯沢雍彦、前掲書、178～179頁。
- 29) 上野千鶴子『『恋愛結婚』の誕生』『東京大学公開講座 結婚』東京大学出版会、66～67頁。
- 30) 前田卓「共働きにみる女性の立場－家族社会学の視点から－」中久朗編『現代家族の変貌』行路社、1998年、51頁。

所属：久留米大学文学部

E-Mail アドレス：otani_tomohiro@kurume-u.ac.jp